

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和5年9月29日（金） 午後1時01分から
午後3時47分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、嶋幸一、志村学、穴見憲昭、吉村尚久、若山雅敏、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

三浦由紀

5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、戸高賢史

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 高橋強 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第72号議案及び第73号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

請願4及び継続請願2については、いずれも賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。

(2) 公社等外郭団体の経営状況について、大分県長期総合計画の実施状況について及びおおい子ども・子育て応援プラン（第4期）の進捗状況についてなど、執行部から報告を受けた。

(3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 吉良文晃
政策調査課調査広報班 主査 甲斐雅俊

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和5年9月29日（金）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

13：00～14：30

(1) 付託案件の審査

第 72号議案 大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例の廃止について

第 73号議案 旅館業法施行条例の一部改正について

継続請願 2 陸上自衛隊大分分屯地における大型弾薬庫新設の中止・撤回等について
て県議会の決議を求める請願について

(2) 諸般の報告

①公社等外郭団体の経営状況について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③第3次大分県環境基本計画の実施状況について

④第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況について

⑤第5期大分県地球温暖化対策実行計画の改定について

⑥瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画の改定について

⑦大分県地域防災計画の修正について

⑧第44回大分県少年の船運航事業「大分県少年の翼」について

⑨令和4年度大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射能水準調査
結果について

(3) その他

3 福祉保健部関係

14：30～15：45

(1) 付託案件の審査

請 願 4 健康保険証の廃止の撤回を求める意見書の提出について

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期）の進捗状況について

③公社等外郭団体の経営状況等について

④公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について

⑤公立大学法人大分県立看護科学大学の令和4事業年度の業務実績に関する評価結果に
ついて

⑥計画等の策定・改定について

(3) その他

4 協議事項

15：45～15：55

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は都合により、三浦委員が欠席しています。

また、本日は委員外議員として清田議員、戸高議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件、請願1件及び継続請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。第72号議案大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例の廃止について、執行部の説明を求めます。**浜田自然保護推進室長** 資料2ページを御覧ください。第72号議案大分県長者原園地の設置及び管理に関する条例の廃止について説明します。

この条例は、平成10年度に県が九重町に設置した長者原園地の設置及び管理について定めたものです。

2施設の現状ですが、約2万6千平方メートルの土地に駐車場や園地を設置しており、平成31年に九重町に譲与したオートキャンプ場と一体的に管理運営するため、町と共同で指定管理者を選定しています。

3経緯ですが、平成27年度に策定された大分県行財政改革アクションプランにおいて、長者原園地及びオートキャンプ場が市町村や民間による活用が期待できる施設とされたことから、平成31年に、まずオートキャンプ場を九重町に譲与しました。その後、県は駐車場内の民有地を取得するなど、管理上の課題の解消に努めてきました。

4廃止理由ですが、現在、長者原園地の維持管理に係る経費に町所有のオートキャンプ場の収益を充てているなど、両施設は一体的な管理運営が望ましいことから、指定管理期間満了後の令和6年4月1日に九重町に譲与し、あわせて本条例を廃止します。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第73号議案旅館業法施行条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

若松食品・生活衛生課長 資料3ページを御覧ください。第73号議案旅館業法施行条例の一部改正について説明します。

本条例は、旅館業法の施行に関し、施設の設置場所や衛生基準等を定めたものです。旅館業法等の一部を改正する法律が本年6月14日に公布されたことに伴い、本条例を改正するものです。

2法改正の概要ですが、改正のポイントにあるとおり2点あります。一つ目は、事業譲渡により事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得を行うことなく、営業者の地位を承継できる規定が新設されたことです。二つ目は、感染症のまん延防止の観点から、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等である場合など宿泊拒否事由が新設されたことです。

3条例改正の概要ですが、条例第2条及び第

3条で、法改正により新設された第3条の2第2項を追加するとともに、条例第5条で法の条ずれに伴う規定の整備を行うものです。

4 施行日については、改正法の施行日としており、12月頃を予定しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続請願2陸上自衛隊大分分屯地における大型弾薬庫新設の中止・撤回等について県議会の決議を求める請願について、執行部の説明を求めます。

小野危機管理室長 資料4ページを御覧ください。継続請願2陸上自衛隊大分分屯地における大型弾薬庫新設の中止・撤回等について県議会の決議を求める請願について説明します。

請願の内容ですが、項目1大分分屯地大型弾薬庫新設の中止・撤回を求めること及び項目2大型弾薬庫新設の前に住民への説明会を丁寧に行うことについての決議を求めて、日出生台での米軍演習に反対する大分県各界連絡会から提出されています。

5ページを御覧ください。本請願が指摘する弾薬庫新設とは、令和5年2月17日に行われた浜田防衛大臣の会見で、国家防衛戦略において、自衛隊の十分な継戦能力の確保・維持を図るため、令和5年度予算で青森県と大分県に火薬庫を整備すると説明されたことを指しています。我が国の外交と防衛政策に関しては、国の専管事項であり、国において進められていくものと考えていますが、県では引き続き情報収集

に努めていきます。

なお、地元駕野校区の自治会から大分市を通じて説明会開催の要望が九州防衛局にあり、校区内の各自治会の会長に対し、5月に概要説明が行われました。6ページ以降がその際に使用された資料です。順に、大分分屯地の概要、火薬庫等の整備、火薬庫の安全性、工事スケジュール、工事における安全対策等、防衛力整備計画抜粋が記載されています。

県としては、国に対して周辺住民の安全・安心の確保のため、丁寧に説明を行っていただきたいと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

嶋副委員長 弾薬庫新設に不安のある人に対し、その解消にしっかりあたっていくことは当然のことですが、日本を取り巻く安全保障環境も多くは言いませんが、戦後最も厳しく複雑なものになっています。

そういう状況の中で、自衛隊の抑止力や対処力を向上させ、武力攻撃そのものの可能性を低下させることは大事なことであって、この弾薬庫の増設については、我が国の安全保障上必要なものだと思っているので、この請願については採択できるものではないと思っています。

猿渡委員 私はこの請願は採択すべきと考えています。

まず、5ページの浜田防衛大臣の会見の中身ですが、継戦能力の確保、維持を図ることを言っていますが、要するに戦い続ける能力ですよね。戦争になったときに、長期に戦い続けられるだけの能力を持ち、それに十分な弾薬を保存しておかなければならないと言っているわけですね。もう戦争する気満々と受け取れます。

スタンド・オフ・ミサイルを保管する可能性があることをこの中でも言っていますが、12ページに弾薬等の整備とあります。II自衛隊の能力等に関する主要事業の7持続性、強靱性の中身として、12式地对艦誘導弾能力向上型等のスタンド・オフ・ミサイル、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）、

能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3 MSE）等と書いています。

防衛とか抑止力と言われますが、ここに書いてあるミサイルとなると二、三千キロメートルの長い距離を飛んだり、相手のミサイルを迎撃したり、相手のミサイルが発射する前に攻撃をかけることまで言われています。私はこれは憲法に違反するものだと考えるし、抑止力で日本を守れるとは考えていません。むしろ、戦争のリスクが高まってしまうので、それを住民が心配していると思います。長年、弾薬庫がある敷戸地域に住む人から、スタンド・オフ・ミサイルを保管することになると、今までとは話が違ふと、ミサイルを枕に寝ろと言うのか、ここが一番先に攻撃されてしまうなどの不安の声が多く聞かれています。

私も現地に行きましたが、すぐ近くに新しい病院も今建設されており、保育園や住宅、学校などもあって、私は住民の安全安心を守るという意味で容認できないと考えているので、この請願は採択すべきと考えています。

吉村委員 この請願の趣旨等については、一定程度理解していますが、今議会において、私の会派からもこれに関わる意見書を提出しています。

さきほど、5月に駕野地区の各自治会長に対して説明会が開かれたということですが、地域住民2万世帯4万人に対する説明がまだまだ不十分であると認識しており、大分市への説明も十分でないと考えています。そのような中で、ひょっとしたらここが狙われるのではないかと危惧する住民が多くいると聞いています。したがって、まずは地域住民に対して丁寧な説明をしっかりと行っていただき、住民からどうしても納得いただけないのであれば、計画の見直し等についても検討していただきたいとの思いで意見書を提出しています。

その意見書を踏まえた上で、今回の請願における大型弾薬庫新設の中止及び撤回については、中止や撤回を求めるのではなく、まずは住民説明を求めたいので、この請願の採択については反対の立場です。

志村委員 本会議の質問の中で、知事からも地域住民に丁寧に説明していくという明確な答弁もあったので、十分そこは徹底していただきたいと思っています。

嶋副委員長が言われたように、周りの環境も含めて大変厳しい状況なので、今回はしっかりとした結論を出すべきだと思っているので、よろしくお願いします。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から質疑等はありませんか。

戸高委員外議員 考えられる最大のリスクとそれに対する対処法までしっかりと説明すれば、住民の理解につながるのかなと思っています。

そこで、今後行う住民説明の中で、そういった説明はどうするのか教えてください。

小野危機管理室長 住民説明会については、現在大分市と九州防衛局の間で調整していると聞いています。

なお、安全性についてちょっと我々もどこまでというのは分かりませんが、この資料の9ページに火薬庫の安全性についての説明があるので、分かりにくい部分があれば説明されるのではないかと思います。

戸高委員外議員 そういう話ではない。例えば、敵に狙われた場合、最大でどれぐらいの被害が出るかという説明です。

小野危機管理室長 仮定の話なのでちょっとそこは分かりかねます。申し訳ありません。

今吉委員長 委員外議員からほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。（「決を取ってください」と言う者あり）

今吉委員長 それでは、挙手による採決を行います。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 賛成少数です。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に執行部から報告の申出があるので、これを許します。①から⑤の報告をお願いします。

若松食品・生活衛生課長 資料13ページを御覧ください。生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を報告します。

当部が所管する団体のうち、地方自治法に基づき、今議会へ議案として経営状況等を報告する団体は1団体で、資料左側の赤枠の団体です。その他、議案の対象ではないものの、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき指導監督を行っている団体は1団体で、資料右側の赤枠の団体となります。

14ページの左側を御覧ください。食品・生活衛生課が所管する公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況を報告します。

項目2のとおり、県の出資金は200万円、出資比率は40%となっています。

項目3の事業内容ですが、本センターは法律に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定された団体です。主な事業内容としては、飲食業や旅館業など生活衛生関係営業に対する相談や指導、後継者育成支援、経営指導のための調査などを行っています。

項目4の4年度決算状況ですが、下線を引いている当期正味財産増減額は104万9千円の赤字となっています。これは、令和4年度に行われた包括外部監査での指摘を受け、賞与引当金を設定したことによるものです。赤字は一時的なものであり、今年度の正味財産増減額は黒字になる見込みです。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、今後、事業者に対する支援とともに、組合への加入率を増やす必要があります。

項目6の対策及び処理状況ですが、融資や各種補助金活用のため弁護士、税理士、社会保険労務士等によるサポートチームと連携した相談指導を行うとともに、組合加入のメリット等をまとめたパンフレットを新規開業者等に配布す

るなど、組合への加入促進に向けた取組を行っていきます。

嶋崎循環社会推進課長 次に、資料右側を御覧ください。循環社会推進課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況を報告します。

項目3の事業内容ですが、この法人は浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した、県内唯一の指定検査機関です。

項目4の4年度決算状況ですが、左側一番上の経常収益は4億5,228万2千円となっており、下線を引いている当期正味財産増減額は1,804万5千円の増額となっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、法定検査とは浄化槽管理者に義務付けられたもので、浄化槽の維持管理が適正に行われているか、本来の機能が発揮され適切に排水処理が行われているかを確認するものであり、この受検率については40%台を推移しており、その向上が課題であると考えています。

項目6の対策及び処理状況ですが、今後の受検率向上の取組として、浄化槽法の改正に伴い令和5年3月に新たに設置した法定協議会等を活用し、関係機関と連携して効率的な法定検査の実施に不可欠である浄化槽台帳の整備や未受検者への指導を推進します。あわせて、受検率の低い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、関係機関と連携して各種啓発や普及活動等も実施していきます。

今後も当協会と連携を図りながら、浄化槽維持管理の強化及び合併処理浄化槽への転換促進に努めていきます。

河野生活環境企画課長 資料15ページを御覧ください。大分県長期総合計画の実施状況について説明します。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、施策ごとの評価結果を報告しているものであり、詳細は議案書別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてのとおりですが、本日はその概要について本委員会資料によって説明します。

また、Side Books (サイドブックス) の福祉保健生活環境委員会のフォルダ内に、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況の資料もあります。これは、大分県長期総合計画の実施状況に記載している目標指標から総合戦略に関する部分を抜粋したもので、後ほど御覧ください。

それでは、16ページを御覧ください。施策ごとに設定した①指標による評価、②指標以外の観点からの評価、③施策に対する意見・提言により、59施策をAからDの4段階で、総合的に評価した結果を記載しています。施策の進捗が、順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価の合計は、表の上から3行目にあるように53施策となっており、前年度に比べ4施策増加しています。これは、うつくし大行動における集団での活動が復活したことなどによるものです。一方、やや遅れているC評価は6施策にまで減少しており、そのうち5施策は観光分野など人流に関係する指標等が含まれるものであり、コロナの影響が減少した令和5年度以降は評価の改善が見込まれます。

次に、17ページを御覧ください。参考として、目標指標の進捗状況を記載しています。これは、プラン2015の各施策に設定された99の目標指標の達成状況を示したもので、さきほど説明した総合評価の判断基準の一つとなっています。達成率が90%以上の達成及び概ね達成であったものは、前年度より4指標増えて75指標となっています。

次の18ページには、令和4年度に実施した事務事業評価である、主要な施策の成果(事務事業評価)について概要を記載しているので、後ほど御覧ください。

続いて、19ページを御覧ください。総合評価の施策別一覧表ですが、19ページにI安心、20ページにII活力、21ページにIII発展と分野別に掲載しています。この中で、生活環境部に関する施策は赤枠で囲った部分になりますが、I安心分野の政策欄4 恵まれた環境の未来への継承～おおいたうつくし作戦の推進～(1)から(4)までの四つの施策、5安全・安心を実

感できる暮らしの確立のうち(3)から(5)までの三つの施策、6人権を尊重し共に支える社会づくりの推進の施策、7多様な主体による地域社会の再構築のうち(2)の施策、8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実のうち(2)、(3)、(4)の三つの施策、次の20ページになりますが、II活力分野の政策欄7女性が輝く社会づくりの推進の施策、次の21ページになりますが、III発展分野の政策欄1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち(6)の施策となっています。

以上、14の施策が生活環境部に関する施策であり、目標の達成に向けて取組を進めています。それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標、逆に未達成の指標について、主なものを説明します。

22ページを御覧ください。まずは、目標を達成していない指標です。施策名、食の安全・安心の確保です。中段のII目標指標のi 食中毒発生件数で、達成度は33.3%となっています。一番下のIII指標による評価のiに記載しているとおり、近年全国的に増加傾向にあり、令和4年の全国の食中毒事例として最も多い寄生虫のアニサキスによる食中毒が、県内でも4件発生したことなどにより、目標達成できなかったものです。

23ページを御覧ください。今後については、一番下のVII総合評価と今後の施策展開についての二つ目のポツになりますが、アニサキス食中毒はサバ、アジ等の魚介類の生食が原因であるため、食品衛生責任者への講習会や飲食店・魚介類販売店の監視時に、魚の内臓の早期除去や虫体の目視確認について、指導と啓発を行い予防を図ります。あわせて、これまでの細菌やウイルス等を原因とする食中毒の予防も継続し、食の安全・安心の確保を進めていきます。

続いて、24ページを御覧ください。目標を達成していない指標で、施策名、災害に強い人づくり、地域づくりの推進です。II目標指標のi 自主防災組織避難訓練等実施率及び津波浸水想定区域内における自主防災組織避難訓練等実施率の達成度はそれぞれ77.3%と80.

4%となっています。これは、一番下のⅢ指標による評価のiにも記載していますが、防災啓発動画のCMやYouTube等による配信、防災研修等のオンライン開催など、個人や世帯の防災意識を醸成し、日常から防災について考える機会を創出したものの、新型コロナウイルス感染症のため訓練等の中止が相次いだためです。

25ページを御覧ください。今後は、一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての二つ目のポツに記載したとおり、訓練が低調な地域に対して、地元防災士会などとの協働による避難訓練の実施など、地域に根ざした防災活動の支援に取り組みます。

続いて、26ページを御覧ください。目標を達成している指標です。施策名、地球温暖化対策の推進です。Ⅱ目標指標のi温室効果ガス排出量の達成度は127.3%となっています。なお、本排出量は資源エネルギー庁の都道府県別エネルギー消費統計等のデータに基づき算出した数字となります。現在、公表されている最新の統計情報が令和2年度のものであるため、令和4年度の目標値と実績値は直近の令和2年度の値となります。目標を達成した要因として、一番下のⅢ指標による評価のiにも記載している家庭エコ診断等の実施や、省エネ・節電に関する行動や意識が広がったことに加え、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、自動車や航空機による旅客等の輸送量が減少したことが挙げられます。

27ページを御覧ください。今後については、一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての二つ目のポツに記載したとおり、2030年度の温室効果ガス削減目標達成に向けて、後ほど説明させていただく第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、県民や企業と一体となった取組を全庁を挙げて取り組みます。

続いて、28ページを御覧ください。目標を達成している指標です。施策名、大規模災害等への即応力の強化です。Ⅱ目標指標のi県民安

全・安心メール及び防災アプリの登録数の達成度は129.2%となっています。これは、一番下のⅢ指標による評価に記載しているとおり、登録を促進するテレビCMやSNS等を活用するとともに、防災活動推進講演会などの各種イベントでチラシを配布したことなどにより目標を達成しています。

29ページを御覧ください。今後は、一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての二つ目のポツに記載したとおり、住民の早期避難の習慣化を図るため、メールや防災アプリの登録促進に加え、防災VR、啓発動画などを活用し、防災知識や意識の向上に取り組みます。

以上で、大分県長期総合計画の実施状況についての説明を終わります。

田崎うつくし作戦推進課長 続いて、資料30ページを御覧ください。第3次大分県環境基本計画の令和4年度における実施状況について説明します。

本計画は、大分県長期総合計画の部門計画として平成28年度にスタートした第3次の環境基本計画で、目指すべき環境の将来像を天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたとし、五つの基本目標を掲げ施策を展開しています。

31ページをお開きください。1計画に定めた環境指標の評価結果を御覧ください。基本目標ごとに計53指標を定め、毎年進捗を管理しています。令和4年度は達成が30指標、概ね達成が15指標で、全体の84.9%を占めており、計画達成に向けおおむね順調に進捗しているものと考えています。

2環境指標ごとの評価結果を御覧ください。この中から、目標を達成している指標及び未達成の指標について、主なものを説明します。

まず、目標を達成している指標です。7番ジオガイドの活動回数は、コロナ禍の影響を受けた令和3年度の56回から160回と大幅に増加し目標を上回りました。ツアーの実施回数が増加したことが大きな要因です。今後もさらなる来訪者の増加につながるよう、情報発信や普及啓発に取り組んでいきたいと思えます。

次に、未達成となっている指標です。依然と

してコロナの影響を受け、多数の人を集めて行う環境保全活動や環境関連イベント等が自粛されたことに伴い、次の32ページの26番海岸清掃参加者数や33ページの48番グリーンツーリズム宿泊延べ人数などのように実績が低迷したものがありません。なお、そうした中でありながら、一昨年に比べると参加者数も増えてきており、県としても引き続き環境保全活動等の促進に取り組みます。

また、コロナとは関係なく未達となっている指標として、左側の36番エコアクション21登録件数については、脱炭素に積極的に取り組む事業者を認証する国の制度ですが、中小企業者にとっては取得のハードルが高く、認証事業者が増えていないのが現状です。そのため、エコアクション21の簡易版である県単独のグリーン事業者認証制度を7月補正予算で承認いただきました。ある程度環境に配慮した経営に慣れてもらいステップアップを促し、エコアクション21の登録につなげていきたいと考えています。

木内県民生活・男女共同参画課長 34ページを御覧ください。第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況について説明します。

本プランは、令和3年度から7年度を計画期間とし、総合目標に男女共同参画社会の実現を掲げ、様々な取組を行っています。

35ページを御覧ください。令和4年度の実施状況について報告します。この表は、令和4年度の実績が調査等により確認できている21の指標を示しています。そのうち、8番の女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍推進宣言企業数については、経済団体と連携した働きかけにより累計で276社に達し、既に令和7年度の目標を達成しています。各宣言企業では、育児を取得しやすい職場づくりなどに取り組み、建設業においては女性技術者の採用や就労環境の整備なども進めています。一方、その上の7番、雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合は12.5%で、達成率は59.5%となっています。令和4年度に実施した労働福祉等実態調査では、女性の管理職登用が進まな

い理由として、約半数が家庭との両立が難しいと回答しており、働く場において両立できる環境が整っていないことが背景にうかがえます。そのため、新たに導入した県独自の認証制度では、管理職に占める女性の割合などを基準とし、企業の取組を支援しながら認証取得を進めていくこととしています。

引き続き、令和7年度の目標達成に向け、県民、市町村、企業、関係団体等とオールおおいたでさらなる取組を進めます。

後藤脱炭素社会推進室長 36ページを御覧ください。第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について説明します。

初めに計画の概要についてですが、本計画の目的は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた県全体の中期的な温室効果ガス削減目標を示すとともに、温室効果ガス削減対策の緩和策と気候変動の影響による被害を回避、軽減する適応策の取組を明らかにするものです。本計画の計画期間は2025年度までとなっており、削減目標は2025年度及び2030年度を設定しています。

続いて、計画における三つの方向性です。一つ目は、環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組の推進、二つ目は、地域資源を有効活用するとともに、地域の課題解決につなげる取組の推進、三つ目は、新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組の推進です。2025年度及び2030年度の削減目標の達成に向け、以上の方向性に沿った緩和策及び適応策を実施します。

最後に主な改定内容ですが、ポイントは三つです。一つ目は、令和3年10月に改定された国の地球温暖化計画において、2030年度の温室効果ガス削減目標が26%から46%に上方修正されたことです。これに伴い、国の計画に即して設定していた従来の家庭、業務、運輸の3部門の目標を見直し、新たに産業部門等の目標を設定しています。産業部門における削減目標は、国の計画では38%ですが、本県ではコンビナートを有するものづくり県である実情

に即して26%としました。

二つ目は、削減目標の改定にあわせ、情報の更新や施策の追加、更新を行いました。

三つ目は、気候変動適応法に定める地域気候変動適応計画としての本計画の位置付けを明確化するため、現行計画の名称である第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に大分県気候変動適応計画を併記することとしました。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

若山委員 36ページの第5期地球温暖化対策実行計画についてですが、産業部門の削減目標について、現時点ではものづくり県であることを加味して低く抑えていくということですが、この計画が終わった段階で何年後かには当然国の基準に持っていくと思っています。若しくは、それ以上の目標を設定して推進することになると思いますが、いつの時点までに国の目標に近づけるというか、一緒になるという具体的な時期はあるのでしょうか。

後藤脱炭素社会推進室長 現時点でいつまでにとは言えないですが、2030年度以降に水素等の技術革新が実施されると聞いています。それ以降に、大分県としても加速的に進めたいと思っています。

嶋副委員長 24ページの防災士資格取得者数の令和6年度の目標が1万6千人になっています。防災士資格取得者数を増やしていくのも大事ですが、災害に対する情報や教訓などは日々更新されるものであり、防災士の知識と技能両面のスキルアップが求められていると思います。私も防災士の資格を持っていますが、試験以来全く研修を受けておらず反省しています。この防災士のスキルアップ研修についてはどのように考えているかを聞かせてください。

後藤防災対策企画課長 副委員長御指摘のとおり、防災士の資格取得後のスキルアップがキャリアアップも含めて重要だと考えていて、現在、スキルアップ研修やキャリアアップ研修といった形で実施しています。

一方で、そういった情報が防災士に全部流れていないんじゃないかということで、今年、各市町村に対してどういったPRをしているのかをアンケート調査しました。調査結果を見ると市町村によって濃淡があつて、しっかりと情報を防災士にフィードバックしているところもあれば、地元の自主防災組織に話をしているところもありました。

そういったことも含め、今からしっかり防災士のキャリアアップ、レベルアップを図っていきたいと考えています。

嶋副委員長 地域で濃淡があるということですが、災害の多い時代であつて、どの地域でも災害が起こる可能性はあるわけで、こうしたスキルアップ研修の実施なども目標に定めて、しっかり取り組むことが大事だと思いますがいかがですか。

後藤防災対策企画課長 スキルアップ研修の実施は目標値の指標には入っていませんが、防災士や自主防災組織の活動が低調なところには、避難させ隊を派遣しています。その避難させ隊の活動を他の自主防災組織に対して、こういう研修や避難訓練をやっていますよと横展開していく取組も今しています。

御指摘のとおり、目標指標には入っていませんが、そういったことは十分認識してやっていきたいと考えています。

岡本理事兼防災局長 若干補足します。

これまでもたびたび委員会の中で防災士の養成に加え、防災士の活動やスキルアップ等の意見をいただいたので、現在策定が始まっている大分県新長期総合計画の中で目標値に入れることも十分検討します。（「よろしくをお願いします」と言う者あり）

今吉委員長 指標に入れてください。

穴見委員 私も24、25ページの災害に強い人づくり、地域づくりの推進についてです。

25ページに消防団員について記載があります。私は大分市の選出で、大分市も消防団の充足率が100%に満たないところが多くて、ここ数年確保に向けて苦戦している印象を持っています。

市町村の取組が主になってくるのかもしれませんが、県として消防団員確保に向けた考え方や取組を少し詳しく教えていただけたらと思います。

姫野消防保安室長 消防団員の確保についてお答えします。

県としては、消防団員の確保に努めている状況をまず地域から詳しく伺い、今、地域で担い手が不足している中で、市町村それぞれの実態に沿って、いかにして確保していくかを一緒に考えています。

今、機能別消防団員や女性消防団員などの新たな担い手の確保に向けた支援として、県として補助制度を設けているほか、消防団に興味を持ってもらえるような情報発信にも力を入れて行っています。（「よろしく願います」と言う者あり）

吉村委員 一つ部長に伺います。気候変動や地球温暖化問題を抱えながらいろんな取組をしているかと思いますが、県庁として県の職員が日頃どんなことを具体的にやっているのかを聞かせてください。

高橋生活環境部長 質問は県庁職員個人の話ですか。（「県庁全体としてです」と言う者あり）

県では全庁的に対策本部を設けていて、知事がトップになって、各部長がそれぞれのセクションで各所属でできる施策等を検討して、それを今回のような実施計画にまとめて事業を進めています。

個人がどんなことをしているかはお答えしかねますが、そういうことでよろしいですか。

吉村委員 質問がうまく伝わらなくてすみません。

それぞれの課で具体的に実施している取組——例えば、プラスチックの弁当箱については分別をきちっと課内でやっているとかですね。

高橋生活環境部長 県庁が一事業所としてどういことをやるかについては、第5期大分県地球温暖化対策実行計画の中に事務事業編があって、その中で例えば、電力や水の使用を抑えようとか、あるいはコピーの枚数を減らそうということについて目標を定めてやっています。

おおむね目標に沿ってできていますが、例えば、コピーの枚数が少し増えているとか、電力が増えたり、コロナの影響でごみが増えたとか、そういう状況が少しあるので、計画に沿って全体をチェックしています。

吉村委員 県として施策を県民に提案している立場として、県職員も頑張っていることを発信してもいいのかなと思ったので。ありがとうございます。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

戸高委員外議員 一つ確認です。

今年5月に中央防災会議で防災基本計画の修正が決定されたと思います。その中で、新たに災害ケースマネジメントという項目を都道府県に位置付けたとありました。内容を見ると、第5期大分県地球温暖化対策実行計画の三つの方向性の中で、1が関係する部分で記載されているのかなと思いましたが、その辺の中身を教えてください。

後藤防災対策企画課長 それに関しては、報告⑦大分県地域防災計画の修正についてで説明するので、その際でよろしいですか。（「分かりました」と言う者あり）

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に⑥から⑨の報告をお願いします。

北村環境保全課長 資料37ページを御覧ください。瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画の改定について説明します。

この計画は、左上に記載している瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき国が策定する瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、関係13府県が計画を定めるものです。

資料右上を御覧ください。令和3年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正され、基本理念に気候変動の観点が増加されるとともに、栄養塩類管理制度の創設、自然海浜保全地区の指定対象の拡充及び海洋プラスチックごみ等の対策の推進が盛り込まれました。これを受けて令

和4年2月に国の基本計画が変更されたため、今回、県計画の見直しを行いました。

県計画の概要について、下側の紫色の枠を御覧ください。今回新たに追加した項目を赤字で記載しています。栄養塩類の管理等、プラスチックごみ対策の推進、気候変動への対応を含む環境モニタリング等を盛り込みました。

計画期間は国の基本計画と同様でおおむね10年とし、5年をめどに点検し、必要に応じて内容の見直しを行います。

スケジュールは右下に記載のとおり、環境省の同意を受けた後、10月頃に策定・公表する予定としています。

後藤防災対策企画課長 資料の38ページを御覧ください。大分県地域防災計画の修正について説明します。

8月31日に大分県防災会議を開催し、大分県地域防災計画の修正案が承認されたので、概要について報告します。

主な修正は、大きく二つの柱となっています。

まず一つ目は、国の防災基本計画の修正内容の反映です。官民連携による被災者支援の充実・強化を図るため、NPOやボランティア等の活動支援や活動調整を行う災害中間支援組織の育成等に努めることを追記しています。また、長周期地震動階級に係る情報伝達や障がい者の情報取得等に係る施策の推進について、反映しています。

二つ目は、県等の防災関連施策の進展による修正です。安否不明者の氏名の公表に関する方針について、国が令和5年3月に策定した指針を踏まえ、県の公表基準を見直しています。また、災害時備蓄物資の品目に係る要配慮者等への配慮や、緊急通行車両の確認標章等に関する災害前の交付時期の変更、大分県地震・津波防災アクションプランの計画期間の延長を行っています。

松原私学振興・青少年課長 資料39ページを御覧ください。第44回大分県少年の船運航事業大分県少年の翼について説明します。

本年度は昭和55年の事業開始以降、初めて飛行機を利用する少年の翼として、8月5日か

ら8日にかけて、沖縄県での環境学習など様々な現地研修を予定していました。しかしながら台風第6号の影響により、出発直前の8月3日にやむなく中止を決定しました。本事業を楽しみにしていた子どもや保護者からは、代替研修をしてほしいといった要望があり、また研修を支える運営スタッフからも、同じプログラムで研修を実施してほしいという意見を多数いただきました。そのため、当初の研修に参加予定であった方を対象にアンケート調査を実施したところ、回答があった方の約9割が、冬休みに沖縄県での代替研修を希望していることが分かりました。こうしたことから、代替研修を冬休み中の12月23日から26日までの3泊4日の日程で、沖縄県で実施することとしました。参加予定者数は本日現在で271名となっており、当初研修と同規模となる見込みです。なお、海に入る研修を見直すなど、適切な運営内容と運営体制を整え、健康と安全に配慮した内容とします。

北村環境保全課長 資料40ページを御覧ください。令和4年度大分県における大気環境等の調査結果について、主な項目を報告します。なお、調査結果には中核市である大分市のものも含まれます。

まず、1大気環境についてです。(1)大気環境常時監視測定結果の概要ですが、光化学オキシダントが環境基準未達成でした。光化学オキシダントの環境基準は、1時間当たりの値が0.06ppm以下とされており、これを超過した時間が僅かにあったため未達成となりました。基準以下であった時間の割合は約95%で、注意報の発令基準である0.12ppm以上が継続する状態はありませんでした。

(2)有害大気汚染物質調査結果の概要についてです。環境基準は全て達成しましたが、努力目標である指針値が定められている1,2-ジクロロエタンは、1か所達成しませんでした。原因施設に対して排出量削減等の指導を行っています。

次に、2水環境についてです。(1)公共用水域の水質測定結果の概要について、①健康項

目は、合計99地点のうち四つの河川の5地点でヒ素が環境基準を超過しましたが、これは上流域の休廃止鉱山や温泉に起因する自然由来のものと思われ、水道水等に影響は生じていません。

次に②生活環境項目については、合計64水域で調査した結果、4水域で環境基準が未達成でした。原因としては、少雨傾向による藻類の繁殖等の影響が考えられますが、引き続き調査し、注視します。

次に、41ページの(2)地下水の水質測定結果の概要については、72本の井戸のうち14本でヒ素等の環境基準超過がありました。いずれも所有者等に連絡し、飲用しないよう指導しています。

次に3ダイオキシン類については、大分市の地下水1地点で環境基準超過があり、大分市が井戸所有者に飲用しないよう指導しています。

資料右側の4自動車騒音の調査結果については、主要幹線道路に面しており騒音の影響を受ける地域の住居9万6,701戸のうち97.5%の住居等で、昼夜ともに環境基準を達成しています。

5環境放射能水準調査では、測定項目のいずれも異常はありませんでした。本県の環境はおおむね良好な状態で推移しており、環境基準未達成の箇所についても指導や対応を行っており、今後も注視します。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 37ページで、新しく加わった栄養塩類の管理等というのは具体的にはどういうことをするのか。

北村環境保全課長 瀬戸内海環境保全特別措置法が制定される前は、工場排水がたくさん出て非常に水質が悪く、その改善を目的にこの法律が制定されましたが、最近はきれいになり過ぎたことが問題になっています。

特に兵庫県など工場がたくさんあるところが、水質が良くなり過ぎて魚が捕れなくなったので、水質1から7に応じて独自に栄養塩類を管理す

ることで、もう少し基準内で緩めて排水する計画を独自にやってもいいよということで改正されました。

嶋副委員長 大分県少年の船運航事業ですが、長年にわたって未来の大分県を担う青少年の育成に大きな成果を上げてきた事業です。

残念ながら、この夏は台風の影響で中止となりましたが、冬休みに代替実施をするということで、アンケートの実施も含めて皆様の決断に敬意を表し、感謝申し上げます。

参加予定の子どもも青少年の関係団体の皆さんも大変喜んでいます。そうした皆さんに代わって感謝申し上げます。ありがとうございました。

今吉委員長 1点いいですか。船から翼になぜ変わったのですか。前は船だったのに。

松原私学振興・青少年課長 チャーター船の運航会社が運航事業を中止してしまい、今船が使えない状態になりました。

今吉委員長 分かりました。ありがとうございました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

猿渡委員 県民から要望がありました。

一つは、高齢者の運転免許証の自主返納を応援する事業が市町村を中心にあるかと思います。県のホームページを見ると、自主返納を応援する市町村のいろいろな事業が上がっていますが、県の補助事業はないのでしょうか。もしあれば、その中身を教えてください。

河野生活環境企画課長 高齢者の運転免許証の自主返納事業への質問です。

運転免許証自主返納の事業については、各市町村において、例えばタクシーチケット等を配布するなどの事業をしています。

県は、これに対する補助事業を現時点では行

っていません。事情によっては車がないと生活できない方もいると思うので、どうしても返納せざるを得ない方については、各市町村の事業を見守りながら県として対応していきたいと考えています。

猿渡委員 タクシー協会等が行っているタクシーの10%割引とかもあります。交通安全の面もあるし、車を保有するよりも環境面でもいいと思うので、タクシーへの補助がもっと充実するとありがたいという声をもらっています。市町村やタクシー協会と連携して、大分県としてもタクシーに対する助成の検討をお願いしたいのですがどうですか。

河野生活環境企画課長 タクシーへの助成は市町村で行っているところもあるし、同じく公共交通機関であるバスの回数乗車券を配布している市もあると伺っています。その辺の状況を県としてもよく調査をして、今後どういうことができるかも含めて検討していきたいと思います。

猿渡委員 もう一つ、交通安全の面でお願いします。

ボランティアの交通指導員について、学校の前で子どもに声をかけながら大変努力いただいています。その声のかけ方が若干気になっています。やはり、教育的観点から気持ちよく子どもが通学できるように、声のかけ方も研修の中でやっていただきたいと思います。これは要望です。

河野生活環境企画課長 交通指導員に関しては、今後また研修を行いたいと考えています。警察署の方にも来ていただき、いろんな交通法規の改正の話もしていただく中で、委員が御指摘の点についても話をする方向で、研修の中に取り入れたいと思います。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

今吉委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は都合により、三浦委員が欠席しています。

本日は委員外議員として清田議員、戸高議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

まず、請願4健康保険証の廃止の撤回を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

一丸国保医療課長 資料の2ページを御覧ください。請願4健康保険証の廃止の撤回を求める意見書の提出について説明します。

国は2024年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化させたマイナ保険証に切り替えると発表しています。

今回の請願は、マイナンバーカードの取得や更新手続きを自身で行うことが困難な高齢者が多くいること、マイナ保険証やシステムの不具合による様々なトラブルが医療現場で生じていることから、現行の健康保険証の廃止を撤回するよう国へ意見書の提出を求めるものです。

現在、国において国民のマイナ保険証に対する不安を払拭するため、様々な対策が検討されています。まず、現行の健康保険証が廃止された後も、全ての被保険者が安心して保険診療を受けられるよう、当分の間、マイナ保険証を保有していない全ての方に、申請によらず資格確認書を交付するとしているほか、継続的に必要と認められる場合は、更新時にも同様に申請によらず交付することとしています。

また、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格の情報等を簡単に把握できるよう、氏名、被保険者等番号、負担割合等を記載した資格情報のお知らせを交付し、医療機関等でオンライン資格確認が行えない場合には、この資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示することなどにより、資格確認を行うとしています。

国は、マイナ保険証は自身の診療や薬剤、特定健診の情報等を確認することができ、より適切な医療を受けられるメリットがあるとしており、県としては、こうした点について国民に丁

寧に説明するよう国に要望しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 私は採択すべきと考えています。

この請願にあるように、マイナ保険証の更新手続きを忘れた場合などは、窓口で医療費が全額自己負担となる場合も出てきます。手続きについては、これまでのように保健所が自動的に通知を送ってくるわけではないので、手続きを忘れた場合やそれがなかなかできない高齢者の場合、あるいは高齢者施設に入所している方の9割は代理申請が不可能であるため、その多くが医療を受けられなくなることが心配されています。医療現場からも往診などにカードリーダーを持っていけないとか、小さい病院ではカードリーダーの環境整備がなかなかできていないこともあって、来年10月1日から現行の保険証を廃止してしまうと、現場が本当に混乱してしまうという声が上がっているのです。ぜひ地域医療を守っていく点からも、現行の保険証を存続することは大事だと思います。

また、ひも付けできていない人が40万件を超えているという情報もあるし、本人が書いた名前と住民票の住所が合わなくて本人と特定できないことも多数あります。市役所でも大変な事務作業になるし、ぜひ採択すべきだと思うので、よろしくお願いします。

嶋副委員長 この件については国民の中に様々な不安があるのは事実だと思いますが、国は国民の不安を払拭するための措置が完了することを前提として、取り組んでいくとしています。

それから、説明があったとおり現行の保健証が廃止された後も一定期間猶予を設けてくれるということですから、しっかり国民の不安を払拭してくれると確信しているので、この請願は採択すべきではないと思います。

若山委員 私は採択すべきだと思います。

猿渡委員の話にもあったとおり、早急に進めるのではなく、きちっとやっていくことが前提であると思います。国はそれに向けて手当をしていると思いますが、それであれば、医療機関

や高齢者施設の高齢者等についての整備ができるときに、現行の保険証を切り替えていくことが一番いい方法だと思うので、現時点では保険証の廃止は撤回すべきだと思っています。

吉村委員 同じような意見になりますが、マイナンバーカードやマイナ保険証についてはいろんな課題があって、今総点検を行っていると思います。マイナンバーカードそのものが任意で、約2千万人がまだ作成していない状況のときに、その方々に対して資格確認書を提供する意味は何だろうと思うわけですね。2千万人に資格確認書が提供される手間暇とか予算を考えると、現行の健康保険証を使えばいいじゃないかと思うし、国や県が誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指すときに、高齢者や障がい者にとって現行の保険証がなくなることはどうなんだろうと思うので、私も請願の採択には賛成です。

志村委員 今の話の中でいろいろな課題があるのは承知していますが、その対応については政府がしっかり今取り組んでいると思います。

臼杵市に、うすき石仏ねっとというものがあります。これは臼杵市の医師会、薬剤師、そして介護施設等が全てネットワークで今つながっています。これを1枚持っていれば、病気や今何の薬を飲んでいるのかが全て分かり、この薬をジェネリック医薬品に変えてくださいという案内も来るぐらい非常に進んだシステムです。日本には早くこういう時代が来ないといけません。だから、マイナンバーカードを作り保険証と結び付けて、いろいろな意味で利便性を高め、効率のいい社会生活ができる時代に早くしないといけない。

したがって、やっぱり一つ区切りをつけながら国民全体がしっかりと一つの目標に向かうことが大事だと思います。このことは、大分県はもちろん日本全体でも進めている動きなので、申し上げておきます。

若山委員 ちなみにマイナンバーカードを否定しているわけではなくて、活用されることは大賛成ですが、それに向けて取り組んでいく段階で、今時点で廃止するのはまだ早いとの思いで

す。

猿渡委員 マイナンバーカードの取得は国もあくまで任意と言ってきているので、現行の保険証の廃止は押し付けになります。

今年の6月7日に私たちが県内所管事務調査で大分県立病院を訪問したときに、私はこの問題について質問しましたが、病院長が安全やセキュリティが担保されないと簡単に進められないという趣旨のことを言われていました。

ですから、私はあと1年ではやはり準備が整わないと思うし、拙速過ぎるという意見もたくさん聞いているので、採択すべきと考えています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。

嶋副委員長 採決してください。

今吉委員長 それでは、挙手による採決を行います。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 可否同数です。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は不採択と採決します。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。①と②の報告をお願いします。

工藤福祉保健部長 それでは、大分県長期総合計画の実施状況について説明します。

3ページを御覧ください。総合評価については、さきほど生活環境部から説明しているので省略し、福祉保健部が所管する個別施策について説明します。

6ページを御覧ください。福祉保健部の所管する施策は、左から2列目政策欄の1一人ひと

りの子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～から、3障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現までの三つの政策とそれに対応する九つの施策、それと7多様な主体による地域社会の再構築の(1)、8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)のあわせて11施策です。これらの施策の総合評価はAが七つ、Bが四つとなっています。

本日は、これらの中から主要な取組の内容と、その達成状況について説明します。

7ページを御覧ください。施策名、結婚・妊娠の希望が叶い、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備についてです。

中段のⅡ目標指標欄の一つ目、出会いサポートセンター成婚数は、令和4年度の目標値60組に対し、実績は156組と大きく目標を超え、さらに本日現在では177組となっています。センター開設5年目を迎えた昨年度は、下段のⅢ指標による評価に記載しているように、センターの広い場所への移転やAIマッチングシステムの新規導入による会員サービスの向上、広報の強化により、新規会員数、成婚数ともに増加し、計画最終年度の目標値である90組を既に大きく上回る成果を出すことができました。また、本年6月にはAIマッチングシステムによる紹介を経て出会い、成婚したカップルも早速誕生しています。

8ページを御覧ください。一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての一つ目のポツに記載したとおり、今後は県内企業と連携した婚活イベントも実施し、幅広い出会いの機会の創出に努めます。

続いて9ページを御覧ください。施策名、みんなで進める健康づくり運動の推進についてです。中段のⅡ目標指標にある健康寿命は、4年度実績が男性73.72歳、女性76.6歳とそれぞれ目標を上回り、全国順位も男性が1位、女性が4位となっています。男女そろっての日本一を目指すためには、地域の抱える健康課題に応じた取組が必要だと考えています。

11ページを御覧ください。ここでは、13

項目の健康寿命補助指標を市町村ごとにまとめて掲載しています。例えば一番右の中津市は、何でもかめるが17位と低く、歯の健康に課題があることが分かります。今後は、こうした課題の解決に取り組む市町村に対して支援を強化します。

18ページを御覧ください。施策名、障がい者の就労支援についてです。中段のⅡ目標指標の一つ目、障がい者雇用率の全国順位については実績は7位と、目標の日本一には届いていませんが、二つ目の障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額については、既に6年度の最終目標値である2万円を上回る2万145円を達成できました。

障がい者雇用率については、Ⅲ指標による評価の一つ目に記載しているように、障がい者雇用アドバイザー等によるマッチングや職場定着支援、一般就労への移行に向けた伴走型支援のほか、障がい者雇用の優良事例等を紹介する企業向け情報誌を発刊するなど、様々な取組を進めてきましたが、全国順位は7位にとどまりました。

一方、二つ目の障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額については、単独の事業所では困難な大ロットの発注にも対応する共同受注センターやアグリ就労アドバイザーによる農福連携の取組などにより、コロナ禍の影響を受けつつも、目標達成につなげることができました。

今後は、障がい者雇用率の算定対象となる一般就労だけでなく、福祉的就労の充実にも取り組むことで、障がいの特性や本人の希望に応じた就労環境をさらに広げることが重要だと考えています。

19ページを御覧ください。一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての一つ目ですが、障がい者雇用アドバイザーを今年度から1名増員しており、企業訪問や相談対応等をさらにきめ細かく行うことで、障がい者雇用企業の拡大と定着促進を図ります。また、下から二つ目ですが、工賃についてはITなどの新しい分野もしっかり取り込めるよう共同受注センターの体制を強化するほか、農福連携などを進め収入の

安定確保と向上を図ります。

今井こども未来課長 20ページを御覧ください。おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期計画）の進捗状況について報告します。

このプランは、次世代育成支援対策推進法に基づく本県の行動計画として、また長期総合計画の主要政策である子育て満足度日本一の実現に向けた部門計画として令和2年3月に策定したものです。

20ページから個別事業ごとの評価として、令和4年度末の実績を一覧表で記載しており、表の一番左側にある第1章子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくりなど、八つの基本施策に沿って88項目の指標を設定しています。令和4年度末の達成状況は表の右上にまとめて記載していますが、88項目のうち100%以上の達成が31項目、90%以上が19項目、90%未満が16項目、実績値未確定が22項目となっています。個別の評価は23ページまで記載していますが、説明は省略します。

24ページを御覧ください。本計画では、子育て満足度の総合的な評価として、ここに掲げる11項目の客観的指標を設定しています。表の右端の矢印で示しているとおり、前年度と比較して上向きとなったのが、⑥ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親（3歳児）の割合、⑨放課後児童クラブ待機児童数、⑩子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合（小学生を持つ親）の3項目となっています。一方、下向きとなった6項目のうち、⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間については、前回と比較し時間的には88分から84分と横ばいでしたが、順位は12位から46位と大きく下がりました。この結果、右下にあるように、全国順位が出る指標により算出した総合順位は11位となっています。今後は、男性の家事・育児の支援策に一層力を入れるなど、子育て満足度日本一の実現に向け、各種施策を進めます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ

ればお願いします。

猿渡委員 18ページで、一般就労を支援する取組の評価が達成不十分と説明があったと思います。

一般就労を目指している方から、就職活動を頑張っているけど、就職活動に行くとその日の工賃がないわけで、いろんところで就職活動をすればするほどその月の工賃が減ってしまうし、交通費も手出しでなかなか厳しいという声をいただいています。

ですから、伴走型で支援する取組をしているので、交通費等を含めて経済的なサポートがあると一般就労に向けて努力しやすいと思います。いかがでしょうか。

高木障害者社会参加推進室長 一般就労に向けては様々な取組をしています。

例えば、B型事業所の方が一般就労に向けて移行する際は奨励金を支給しているし、B型事業所の方が次のステップを踏むための研修会なども開催しています。具体的に言うと、事業所が商品開発や経営改善を図るためのアドバイザーを派遣したり、そういった事業所に対してZoomで研修会なども実施しています。

委員が御指摘の交通費や賃金については、やはり売上げの中から出していくので、非常に難しい部分もあると思います。そういった部分は雇用アドバイザー等を入れて、企業等と相談しながら対策していきたいと考えています。

嶋副委員長 同じ18ページです。

障がい者雇用率はかつて全国トップレベルでしたが、このところ順位を下げています。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の障がい者雇用率や全国順位は今どうなっていますか。

高木障害者社会参加推進室長 全体の雇用率は2.61%で、全国順位は7位です。個別の雇用率と順位で言うと、身体障がい者は1.67%で全国1位、知的障がい者は0.57%で31位、精神障がい者は0.37%で30位となっており、知的障がい者と精神障がい者がやはり課題なので、その対策をしっかりとやっていきたいと考えています。

嶋副委員長 別府市の太陽の家について、身体

障がい者の雇用もしっかりやっていただいています。何年か前から現在の理事長が精神障がい者の雇用もやっていくと言われているので、太陽の家とも連携して精神障がい者の雇用をしっかりやっていただきたいと思います。何かあればお願いします。

高木障害者社会参加推進室長 今後、太陽の家ともしっかり連携しながら対策をしていきたいと思っています。

嶋副委員長 もう1点いいですか。（「はい」と言う者あり）

7ページの出会いサポートセンターの成婚数ですが、さきほど工藤部長から説明があったように今日現在の成婚数が177組で、令和6年度の目標値である90組は遠慮しているのか。

工藤福祉保健部長 毎年目標値の更新をできれば良かったですが、数年ごとの目標値の置き直しのときに遠慮したんだと思います。ただ、目標をクリアすればいいのではなく、はるかにクリアすることを意識してやった結果です。目標が低かったからクリアできたのではないと思っていますが、目標はもうほとんど無視してやっています。

猿渡委員 さきほど知的障がい者や精神障がい者の一般就労が31位、30位という話がありました。特に精神障がい者の御家族から、障がい者への差別解消法が令和3年に改正されて事業者への合理的配慮が義務化されましたが、やはりまだまだいろいろところで差別を感じるという訴えがあります。

ですから、その辺を踏まえてしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、要望しておきます。

若山委員 単純な質問ですが、24ページの一番下の(5)の⑩自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)のところで、出典が全国学力・学習状況調査になっていますが、学力についての判定ということですか。

今井こども未来課長 いえ、学力がないからどうこうではなく、自分の個性に対して肯定感があるかということです。

若山委員 この出典については、これで調査する部分があるのですか。

今井こども未来課長 毎年、全国学力・学習状況調査の中で、そういう調査項目を設けてやっているのです、それを指標として活用しています。（「分かりました」と言う者あり）

吉村委員 障がい者施設からの優先調達の推進についてですが、県としては具体的にどういうことをされていますか。

工藤福祉保健部長 障害者優先調達推進法は、もともと世の中全般に優先調達を働きかけるのではなく、役所がしっかり優先調達しなさいという趣旨の法律です。

そういうことで、福祉保健部が会議の中で毎年4月初旬に県、市町村、教育委員会などに向けた目標を各部に示して、全体で取り組んでいます。県庁全体の目標額は、毎年どんどん上げていっていますが、県だけで七、八千万円という目標を設定して発注しています。あと市町村にもそれぞれ目標をセットをお願いしています。具体的には、知事も含めて職員の名刺は全てそういう事業所に発注しており、これが稼ぎ頭なのかなと思います。あと、大会のパンフレットや点字の名刺を発注することで毎年実績を上げながら、また目標を掲げていくことをしています。

ちなみに、どの都道府県も頑張っています。ただ、優先調達額が低いところもあれば高いところもあります。同じ都道府県の規模であれば、額で差をつければいいですが、例えば大分県と東京都で見ると全然規模感が違うので、率で比べると比較しやすいと思います。その率は、県の歳出を分母に持ってきて、優先調達額を分子に持ってきます。その比較をしたときに、大分県は2位です。1位は宮崎県だと思っていますが、宮崎県は何がすごいかというと、宮崎県の県立病院のリネンを一つの事業者がどんとまとめて受けています。これはこれでいいですが、我々は同じようなことをするのではなく、いろんなところに働きかけて、みんなで数値を高めたいこうと、それがさきほどの猿渡委員から御指摘があった一般就労を目指す方に少しお金を

出せることにもつながるので、そこをしっかりとやっていって、いつか逆転したいと思います。

吉村委員 名刺を中心に様々な支援を今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、健康寿命の件です。集いの参加やめじろん体操など大分県でいろいろ効果がある取組をされていて、健康寿命1位を男女共に目指す中で、私は歩得（あるとつく）を登録しており、今吉委員長が一般質問で紹介していますが、約8万5千件ダウンロードされており、今後さらに広げていくようです。

一つ提案ですが、近年、防災さんぽ——避難経路を自分で作って、自宅から避難場所に歩いていくことが流行っている話を聞いて、歩得と結び付けられないかなと思ったわけです。それで、防災と高齢者の健康寿命につなげることができて、ポイントが付与されることになったら、また面白いかなと思ったので、また御検討いただければと思います。

今吉委員長 要望でいいですか。

吉村委員 はい、要望でいいです。

工藤福祉保健部長 検討します。

今吉委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 では、私から1点だけ質問します。知的障がい者の就労についてですが、なかなか継続性が難しいところもあります。県では農福連携をしていますか。

高木障害者社会参加推進室長 アグリ就労アドバイザーとして社会参加推進室の中に1名、県のOBである農業の専門家に入ってもらって、その方がB型事業所を中心に訪問して農業を教えています。

昨年度の実績ですが、134事業所を訪問して、実際農業をしている事業所は111事業所あります。今年も8月現在、延べ70事業所ほどを訪問して、いろんな部分の指導をしています。

そういった指導に加えて、作った物を売る機会もこちらは準備していて、農福マルシェを明日あさって行います。これはOAB感謝祭という大きなイベントにあわせて、人が多く集まる

ところで販売して売上げを上げる計画です。このような販売会を年明けの2月頃にも実施したいと考えています。そういう指導と販売の部分で今支援しています。

今吉委員長 知的障がい者が農福連携で就労している数は、増えているという理解でいいですか。

高木障害者社会参加推進室長 知的障がい者の就労について、農業分野でしっかり活用しようとする動きは増えています。

今吉委員長 実績はどのくらいですか。

高木障害者社会参加推進室長 申し訳ありませんが、今ちょっと数字が出てこないです。

今吉委員長 増やそうということですね。

高木障害者社会参加推進室長 そのとおりです。

今吉委員長 それから、出会いサポートセンターは県内の市町村とどういう連携をするんですか。

今井こども未来課長 出会いサポートセンターはオアシスひろば21にあって、県内どこにお住まいの方でも登録はできるようになっていて、例えば県北の方同士でお見合いをする事例もあります。

それからセンターではないですが、結婚支援の取組を独自でしている市町村もあるので、そういう取組等も連携していきたいと考えています。

今吉委員長 実際は、やはり大分市の方の登録が多いということですね。

今井こども未来課長 そのとおりです。53%ぐらいが男女共に大分市の方になっています。

今吉委員長 その中で県職員は結構いますか。

今井こども未来課長 民間に委託をしており、個人情報があるので県職員がどれぐらいいるかは把握していませんが、何人か登録していることは聞いています。

今吉委員長 数人程度しか把握できていないのですね。

今井こども未来課長 申し訳ありませんが、個人情報のことがあるので。

今吉委員長 分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

戸高委員外議員 健康寿命補助指標についてです。例えば、別府市女性の何でもかめるという指標がすごく強調されていますが、今までにアンケートや意識調査をして、それが市町村の健康寿命を延ばすための取組や事業に影響を与えたことはありますか。

市町村が今までのデータを活用した取組を行うことで、大きな効果をあげているなどの証明があれば、新たな事業にすごく確信を持って取り組めると思うので、データの活用と各市町村の事業での検証などについて教えてください。

阿部健康づくり支援課長 補助指標の狙いとしては、見える化して分かりやすくし、県民に普及啓発として利用できることにあります。

現に我々は健康寿命日本一おおい創造会議の下部組織として健康寿命延伸アクション部会を設置し、その中で各市町村に好事例の横展開を行ったり、アクション部会に応援企業に参加いただいて、その取組を市町村独自でやるのではなく、応援企業の力も借りながら取組の展開をしている段階です。実際に今年の創造会議で発表しましたが、姫島村は身体活動の順位が低いということで、RIZAP（ライザップ）と組んで村を挙げて取り組んだ事例もあります。また昨年アクション部会では、臼杵市がマイレージ事業に取り組んだり、あるいは地域の店舗と連携して意識啓発を図った好事例もあります。

その活動の結果実際どうなったかについては、今後また十分検証していきたいと思っています。

今吉委員長 委員外議員の方はほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に③の報告をお願いします。

渡邊福祉保健企画課長 福祉保健部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について報告します。

25ページを御覧ください。左側の社会福祉法人大分県社会福祉協議会についてです。

項目2にある資本金等の総額は1,500万円で、県からの出資金はありません。

項目3の事業内容については、1の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、2の社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などとなっています。

項目4の4年度決算状況についてですが、左側の事業活動計算書の一番下、当期経常増減差額は4,846万5千円の黒字で、前年度と比較すると、県からの補助金収入の減等により4,151万4千円の減となっているものの、4期連続の黒字を達成しており、経営状況は安定しています。また、右側の貸借対照表の下から4行目の純資産については26億319万6千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、今後、総合社会福祉会館の老朽化に伴う施設改修も見込まれることから、引き続き財政基盤の強化に取り組む必要があると考えています。また、地域共生社会の実現に向けて市町村社会福祉協議会や関係団体等へのより効果的な支援など、大分県社会福祉協議会の果たすべき役割がますます増加していることから、地域福祉を推進する人材の育成、確保等とともに、組織体制の充実に努める必要があると考えています。

そのため、項目6の対策及び処理状況にあるとおり、財政基盤のさらなる強化を図るため、職員の意識改革に努めるとともに、IT技術等を活用した働き方改革を推進します。また、組織体制の充実に図るため、体系的な研修の実施や優秀な人材確保に向けて、中堅や若手職員等の計画的な採用に取り組みます。

続いて、右側の公益財団法人大分県地域保健支援センターについてです。

項目2の県出資金は500万円、出資比率は25%となっています。

項目3の事業内容の主なものは、三つ目の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診です。県内各地に検診車による巡回検診を実施しており、資料には記載していませんが、4年度の検診受診者数は延べ16万375人と

なっています。

項目4の4年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は5,018万2千円の黒字で、前年度との比較では、退職給付引当金繰入の減少等により4,063万円の増となり、5期連続の黒字を達成し、経営状況は安定しています。右側の貸借対照表の下から3行目、正味財産（純資産）は5億5,096万1千円となっています。

項目5の問題点及び懸案事項についてですが、巡回検診は受診者数が減少傾向にあることに加え、コロナ禍の影響による受診控えの傾向が見られます。

このため、項目6の対策及び処理状況のとおり、住民検診については市町村との連携強化による未受診者に対する受診勧奨の拡大、事業所検診については新規受託や再受託に努め、受診者数の増加と収益の向上を図ります。

続いて、26ページを御覧ください。左側の公益財団法人大分県臓器移植医療協会についてです。

項目2の県出資金は2千万円、出資比率は30.1%となっています。

項目3の事業内容の主なものとしては、一つ目の県民への移植医療に関する普及啓発や二つ目の腎臓提供者と腎臓移植希望者との調整協力などとなっています。

項目4の4年度決算状況について、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は5万9千円の黒字、前年度と比較して4万円の増となり、9期連続の黒字を達成し経営状況は安定しています。右側の貸借対照表の一番下、正味財産（純資産）は7,061万5千円となっています。

項目5問題点及び懸案事項ですが、腎臓提供や移植実績が平成30年以降途絶えていることから、普及や啓発活動の強化が課題となっているほか、経営体質の強化を図る必要があります。

このため、項目6の対策及び処理状況にあるとおり、SNS等の多様な広報媒体を積極的に活用し、臓器移植に対する県民の理解が深まる

よう広報等に努めるとともに、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進め、自主財源の確保に努めることとしています。

続いて、右側の公益財団法人大分県アイバンク協会についてです。

項目2の県出資金は500万円で、出資比率は6.8%となっています。

項目3の事業内容は、一つ目の献眼者の募集及び登録や二つ目の提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせんなどとなっています。

項目4の4年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は83万円の黒字、前年度と比較して58万9千円の増となり、2期連続の黒字で経営状態も安定しています。右側の貸借対照表の一番下、正味財産（純資産）は7,607万1千円となっています。

項目5の問題点及び懸案事項についてですが、献眼者数を確保するため制度の普及や啓発、経営体質の強化が課題となっています。

このため、項目6の対策及び処理状況にあるとおり、SNS等の多様な広報媒体を活用し、献眼に対する県民の理解が深まるよう努めるとともに、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進めるなど、自主財源の確保に努めることとしています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、次に④と⑤の報告をお願いします。

三好医療政策課長 27ページを御覧ください。公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について報告します。

項目2の県出資金は32億6,436万3千円で、全額県出資の法人となっています。

項目3の事業内容ですが、令和4年度の学部卒業生の就職率は98.4%となっています。

資料には記載していませんが、このうち県内就職率は60.0%であり、前年度から5.5ポイント上昇しています。志願者数は、定員80人に対し313人、倍率は3.9倍となっています。また、看護師の国家試験合格率は97.3%となっています。

項目4の4年度決算状況ですが、経常収益は9億3,732万5千円で、主な内訳は右の枠内にありますが、県からの運営費交付金6億4,441万4千円、授業料2億558万2千円などとなっています。経常費用は9億2,938万1千円で、経常利益は794万4千円の黒字となっています。これに、設備整備等に充てるため繰越積立金2,366万3千円の取崩しを行っているため、当期総利益は3,160万7千円の黒字、前年度と比較すると契約見直しによる電気料の減額効果などにより1,025万6千円の増となっています。公立大学法人化した平成18年度以降、17期連続の黒字を達成しており、経営状況は安定しています。なお、この当期総利益については、目的積立金として積み立て、次年度以降に教育研究の質の向上に向けた設備整備等に充てる予定です。

項目5の問題点及び懸案事項についてですが、開学から25年が経過する中、今後5年間で12名の教員が定年退職する見込みであることから、円滑な新陳代謝が求められているほか、教育、研究用の機器類や施設の老朽化により、修理や更新費用等の増加が見込まれます。

このため、項目6の対策及び処理状況にあるとおり、若手教員の登用と経験豊富な外部人材の確保を計画的に行うとともに、人員配置や人材育成方法などの検討を進めることとしています。また、機器類は積立金を活用して優先順位に基づき効率的に更新を行うとともに、施設については耐用年数等を考慮し計画的に改修を行う予防保全に取り組みます。

続いて、右側を御覧ください。地方独立行政法人法に基づき大分県地方独立行政法人評価委員会が行った、県立看護科学大学の業務実績に関する評価結果についてです。

2の令和4事業年度の業務実績に関する評価

結果については（１）のとおり、全体として年度計画を順調に実施しているという結果でした。

（２）大項目評価としては、Ⅰの大学の教育研究等の質の向上と、Ⅱの業務運営の改善及び効率化の２項目については、特筆すべき進行状況であるとしてＳ評価を、また、Ⅲの財務内容の改善以下３項目については、計画どおりであるとしてＡ評価を受けています。

（３）評価理由では、令和４年度から新カリキュラムを着実に開始するとともに、実習室の改修及びＤＸ／ＩＣＴ教材等の充実を図り、教育面において著しく効果を得たことが評価されたほか、学部卒業生の県内就職率が過去最高となる６０％を達成したことに加え、新型コロナウイルス感染者の後遺症の研究を実施するなど、地域医療の向上に大きく貢献していることなどがあげられています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

清田委員外議員 学部卒業生の県内就職率が過去最高となる６０％となり、前年度から５．５ポイントアップという報告がありました。しかしながら、先般医師会と意見交換する中で看護職員の不足を訴えられました。

県内就職率６割で満足することなく、７割や８割という高い目標設定をして、さらなる取組を期待したいと思いますが、いかがですか。

三好医療政策課長 県内就職率については、看護科学大学が策定する中期計画に目標を定めることとなっているので、今後、看護科学大学と目標値について協議していきたいと考えています。

今吉委員長 委員外議員の方はほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に⑥の報告をお願いします。

工藤福祉保健部長 ２８ページを御覧ください。初常任委員会でも説明しましたが、福祉保健

部所管の主な計画２３本のうち、今年度、マル数字を付けている１８本を改定し、右下の１本を新たに策定予定です。

今回は時間の都合上、右下に青枠で囲っている新たに策定する１本の計画と、赤枠で囲っている４本の計画等について、骨子等を担当課長から説明します。

隅田こども・家庭支援課長 ２９ページを御覧ください。今年度新たに策定する、大分県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）について説明します。

１の計画策定の背景にあるとおり、婦人相談所等で実施している婦人保護事業は、売春防止法に基づく保護更生事業として開始しましたが、その後、支援ニーズが複雑化、多様化、複合化する中で抜本的な見直しがされていなかったことから、新たな支援の枠組みとして、昨年、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されました。

困難な問題を抱える女性とは、２にあるように性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性とされています。

３の計画策定の根拠等ですが、本計画はこの法律に基づき県が策定するものであり、計画期間は来年度からの５年間です。計画の基本理念は、対象となる女性が自らの意思を尊重されながら支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会の実現です。

４の計画の主な記載事項ですが、対象となる女性への支援を行う婦人相談所等について（１）基本的な方針、（２）支援のための施策内容等を記載する予定です。

５の策定体制及びスケジュールですが、弁護士などの委員からなる策定委員会の意見を踏まえて素案を作成し、次回の委員会で報告させていただいた後に、年度内に公表の予定です。

三好医療政策課長 ３０ページを御覧ください。第８次大分県医療計画について説明します。

１の計画策定の趣旨等にあるとおり、この計

画は医療ニーズの変化等に対応した、質の高い効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療法に基づき策定するものです。

2の計画の主な記載事項としては、(1)の医療圏の設定や(2)の基準病床数の算定のほか、(4)の外来医療提供体制の確保と(5)の医師の確保については、令和元年度に策定した外来医療計画及び医師確保計画と一体化し策定します。また右の枠内にある、アルコール健康障がい対策推進計画とギャンブル等依存症対策推進計画についても、これまで個別に定めていましたが、今回から医療計画と一体的に策定することとしています。

3の5疾病6事業及び在宅医療の取組については表に記載のとおり、今回新たに新興感染症医療を加えて取組などを記載します。

4の策定体制についてですが、5疾病6事業及び在宅医療等に係る個別の課題や目標については、15種類ある個別の協議会で議論いただいた後、大分県医療計画策定協議会にて取りまとめ、大分県医療審議会に諮問します。

策定スケジュールについては、5に記載のとおりであり、次回の委員会で素案について報告させていただいた後に、年度内に公表の予定です。

31ページを御覧ください。公立大学法人大分県立看護科学大学の第4期中期目標について説明します。

中期目標とは、Iの中期目標策定の概要の2にあるように、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標として、設置者である県が定めるものであり、この中期目標を踏まえて看護科学大学が中期計画を策定します。

4の中期目標の記載項目については、①教育研究等の質の向上に関する事項や②業務運営の改善及び効率化に関する事項などとなっています。

次に左下の策定スケジュールですが、現在実施中のパブリックコメントの後、大分県地方独立行政法人評価委員会の諮問を経て、次回の定例会において議案として提出し、審議いただくこととしています。

32ページを御覧ください。県立看護科学大学の第4期中期目標の方向性について整理しています。

Iの第3期中期目標期間の実績については、1教育研究等の質の向上の二つ目にあるとおり、保健師を養成する広域看護学コースの定員を5名増員して10名にしたほか、学部生の特別選抜を実施するなど、大学院で専門性の高い看護職の養成を行うなどした結果、4自己点検及び外部評価にあるとおり、17年連続でS評価を受けています。

これらの実績を踏まえ、中段のII第4期中期目標のコンセプトとして、一つは専門性と豊かな人間性を持つ看護職の育成、もう一つは社会的な課題への対応と社会貢献の充実に挙げています。

このコンセプトに従い、下段のIII第4期中期目標のポイントとして1から5まで記載しています。現行の目標との主な変更点としては、まず、1教育研究等の質の向上の一つ目にあるとおり、DX化による教育環境の整備、教育目的達成のための教学マネジメント、大学内の調査分析機能などを推進します。また、2業務運営の改善として法人固有職員の採用・育成を進めるほか、4自己点検及び外部評価では、年度ごとの外部評価に代わり大学が新たに成果指標を設定します。

なお、素案の全体については、33ページ以降を後ほど御覧ください。

池邊感染症対策課長 35ページを御覧ください。大分県感染症予防計画の改定について説明します。

1の計画改定の趣旨ですが、改正感染症法により新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ改定し、次の感染症危機に備えるものとなります。

次に、4の計画の骨子案のうち主な項目について説明します。まず、(5)の検査の実施体制についてですが、大分大学や大分市保健所等の協力を得た上で、衛生環境研究センターを中心とした検査体制の構築について記載します。

(6)の医療提供体制では、発生早期から対応

できるよう、入院、外来の医療体制の整備、個人防護具の備蓄等について記載します。（９）の外出自粛対象者の療養生活については、健康観察の体制構築、自宅や施設での療養支援について記載します。前後しますが、（８）の目標に関する事項では、これらの取組を着実に推進するための各種数値目標を新たに設けることとしています。

５の計画策定の体制ですが、現在、幅広い関係者で構成する感染症対策連携協議会において議論しています。

６のスケジュールですが、次回の委員会で素案を報告させていただいた後に、年度内に公表する予定です。

一丸国保医療課長 ３６ページを御覧ください。大分県国民健康保険運営方針（第二期）の主な改正内容について説明します。

１策定の趣旨等ですが、本運営方針は平成３０年度に県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったことから、県が行う国民健康保険の安定的な財政運営や市町村が行う国民健康保険事業の広域化、効率化を推進するため、県内の統一的な運営方針として定めるものです。国民健康保険法の改正により、今回の改定では、保険税水準の統一に向けた検討について記載することとしています。

２の市町村国保の現状と課題ですが、棒グラフの被保険者数の減少や折れ線グラフの一人当たり医療費の増加に伴い、右側に記載のとおり、今後、保険税の上昇や小規模保険者の増加が見込まれることから、国保の安定的な財政運営を確保するため、赤字のところですが、県内において同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険税水準とするという保険税負担の公平化・保険税水準の統一を図っていく必要性が高まっています。

このため、３にある保険税水準の統一に向けた検討という項目を追加し、統一の方法や目標年度等を明記する予定です。あわせて、強化する項目として、保険税徴収の適正実施や医療費適正化に向けた取組、市町村国保事業の標準的、広域的及び効率的な運営の推進について記載し

ます。

今後は４策定体制、５今後のスケジュールのとおり、市町村等と協議を進め、国民健康保険運営協議会に諮った素案を次回の委員会で報告させていただいた後に、年度内に公表の予定です。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 ２９ページの大分県困難な問題を抱える女性への支援計画についてです。

この法の理念に基づいて拡充していくことが大事だと思いますが、今、女性相談支援員は県に何人いるのか。雇用形態は非正規なのか、市ではどういう状況なのかを教えてください。

隅田こども・家庭支援課長 婦人相談所と婦人相談員の状況ですが、婦人相談員は県に３人配置されており、いずれも非常勤職員となっています。婦人相談所の職員は所長を入れて５人で、正規職員と一緒に相談対応をしています。

次に市の状況ですが、県内では別府市に婦人相談員が２人配置されていますが、他の市町村には配置されておらず、現在は児童福祉の担当課が対応している状況です。

猿渡委員 婦人相談員は、高い専門性とそれぞれの状況に応じた難しい対応を迫られる場合が多いと思います。秘密を守ること、その方の希望に沿った難しい対応が必要になるなど、専門性に見合った待遇が必要になってくると思います。ですから、今後に向けて正規化が必要だと思っています。

あと、一時保護所で携帯電話は使えますか。加害者の追及の危険がなければ携帯電話の使用を可能とするガイドラインを厚生労働省が出したということですが、若い方はスマートフォンでいろんな情報を得たり、情報交換にもスマートフォンがないと困ることがあると思います。本人を守ることも必要なので難しい面はあるかと思いますが、今後に向けてどのように考えていますか。

隅田こども・家庭支援課長 まず、婦人相談員の待遇や処遇についてですが、国からも各県の

取組状況を整備するように最近言われているので、現在は会計年度任用職員で設定していますが、人事課とこれが適正なのかも含めて検討することが必要と考えています。

それから携帯電話についてですが、一時避難所はDV被害で保護される方がかなり多く、携帯電話の使用はかなりの危険を伴うためにこれまで使用できないとしていましたが、委員会の中でも携帯電話の使用を認めてはどうかという意見が少し出ています。

実際に、全国でそういった問題や課題が出ているかと思います。スマートフォンを利用できるようにしている県があるかどうかを確認しながら、系統的に使用しても安全面の確保ができるのであれば、検討していく価値はあると思っています。現在はまだ調査段階ですが、携帯電話の問題でなかなか婦人保護施設に入りたいがらない相談者がいるのは事実なので、安全第一を考えながら検討していきたいと考えています。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

今吉委員長 では、私から1点質疑します。

清田議員から質疑があった32ページの看護科学大学の県内就職率の関係で、県内就職率の中期計画の目標値が50%とあって、そんなに低いのかなと感じましたがそこはどうでしょうか。

三好医療政策課長 現在、県立看護科学大学の中期計画の中で定められている目標値は50%です。九州各県の看護科学大学と比べると、ほかにも大体50%くらいで同程度の目標数値を設定しています。

今年度60%を達成したので、今年度中に看護科学大学が策定する次期中期計画では、目標値について協議等をしていきたいと考えています。

今吉委員長 今後策定される第4期中期目標はもっと数値を上げないと気合が入らないと思いますね。よろしくお願いします。

猿渡委員 35ページ、大分県感染症予防計画改定の関係です。

今もいろんな感染症が流行していますが、病床や医療スタッフの確保が大変重要な課題と思

います。課題解決のためにも、県として何らかの取組が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

池邊感染症対策課長 御指摘のとおり、過去のコロナ対応でもベッドはあるけれども看護師や医者が感染してスタッフが足りないことがありました。この計画の中でも、その部分は医療提供体制のところ、それぞれの役割の中で互いに補完し合えるような取組ができないかと今議論しています。（「ぜひよろしくお願いします」と言う者あり）

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

清田委員外議員 30ページ、第8次大分県医療計画についてです。

基準病床数の算定で、基本的なことを教えてください。例えば、同じ市に150床の病院が二つあったとします。一方は、病床稼働率が常に9割を超えている。もう一方は、病床稼働率が8割に満たない状況で運営されていて、コロナ流行時には9割を超えるが、コロナ患者の受け入れには少し消極的であったと。

病床稼働率が常に90%を超えている病院が、例えば、病床数や診療科をもう少し増やしたいという意思があった場合、この医療計画の見直しの時点でそういうことが是正されていくのかを教えてください。

三好医療政策課長 基準病床数については、国が、人口とかいろいろな指数を計算式に当てはめて計算するようになっています。

それに対して、既存病床数は医療計画の中で算定しますが、既存病床数が基準病床数を上回る医療圏については、原則として新たな増床や新たな病院の建設ができない制度になっています。

今現在、大分県内は全ての地域で既存病床数が基準病床数を上回っているため、新たな増床とか新規の病院建設はできない状況です。それとは別に、例外規定が医療法に基づく医療計画にあり、ある一定の条件を満たす場合は例外的に増床できる場合があります。ただ、今回の医

療計画改定のタイミングで、個別の病院が増床をできるかまでは定めない予定です。

清田委員外議員 説明ありがとうございます。特例病床制度のことは承知していて、例外で定められた診療科に関しては、その基準病床数にかかわらず、厚生労働省が認めれば特例で増床や新築が認められることも分かっていますが、そもそも稼働率が低い既存病床数は基準を上回っているから、圏域としては市町村では増床できないでしょうが、さきほどの例で言うと、稼働率が8割にも満たない病院にそのまま150床あげておくより、9割を超えている病院に病床数を割当てできるように是正されないのかというのが質問の趣旨です。

三好医療政策課長 医療機関の間での病床のやり取りは、基本的には認められていません。

ただ、同じ医療法人が病院と診療所を持っている場合があると思いますが、そういった場合に同じ医療法人内でのやり取りは認められています。

清田委員外議員 最後に確認です。

稼働率がどんなに低くても、医療法人が違っていたら、それは是正ができないという認識でいいですね。

三好医療政策課長 現在はそういう取扱いをしています。（「分かりました」と言う者あり）

今吉委員長 では、委員外議員の方ではほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

若山委員 前回の補正予算で、福祉関係やそれ以外でもですが、物価高騰の関係で支援事業を立てたと思いますが、事業自体は全ての市町村が該当するものではない状況だったと思います。今はもう全部該当していますか。

渡邊福祉保健企画課長 基本的には事業のメニューのうち、費用負担を市町村に求めるものもあります。これに関しては、オール大分県で実施する方向で補正事業はスタートしていて、基

本的には市町村からも負担金をいただいています。

若山委員 それであれば、市町村は全て該当するということですね。

渡邊福祉保健企画課長 そのとおり申請を受け付けています。

若山委員 その財源について、県の場合は国の物価対策の交付金を利用していると思いますが、市町村によっては自主財源であったり、単費であることも市町村に確認するようです。

何が言いたいかというと、県がやる事業について早い段階で説明があれば、そういった交付金の活用を財政部署と協議できたけど、県からの説明が市町村の事業や財源の割当てが決定された後であったので、交付金の活用ができなくて持ち出しをせざるを得なくなってしまった。そういう県のやり方はどうなのかと。今回の場合は、肉付け予算の部分でやり方があったのでしようけれども、それを考慮しても事前からのやり取りで補正事業に関する話があるべきではないかという声をいくつかの市から聞いたので、そのときの状況や考えについて教えてください。

渡邊福祉保健企画課長 今回、この事業は6月補正予算で対応しています。県の財源は臨時交付金を使っています。臨時交付金の交付が3月くらいで決まりましたが、市町村が国に交付使途を報告するのが5月末ぐらいだったと思っていて、ちょうど我々が予算案の公表を考えている時期と国への報告の締切時期が確かに重なっていたところがあったので、そういう対応になった市町村があるかもしれません。ただ、県の場合は肉付け予算で対応するというので、ある程度公にできる時期が限られていました。私は直接市町村から聞いてはいませんが、結果としてこのようなことになったので、今後、市町村にはできるだけ早期に情報提供するように努めたいと思います。

若山委員 市町村との連携については、知事も以前から言われている部分で、確かに時期が重なっていたのもよく理解できるし、まだ決まっていない情報を外に出しにくいこともよく分かります。ただ内々の情報だけでも、市町村が運

営しやすいように情報提供はぜひともお願いします。これは要望です。

工藤福祉保健部長 今の件については、結果的にそうなってしまったとなると、県としても大変不本意になります。

今回肉付け予算の実施にあたって、福祉保健企画課長から公表できる時期との話がありましたが、我々としては対外的に公表してから情報を出しているわけではなく、当然、我々が公表する前に市町村と個別にやり取りをして、一つ一つの市町村に御理解をいただく手順を踏んだつもりです。さきほど県が公表してから話を伝えたを取られかねない言い回しがありましたが、そこは違っており、県が公表してからそれを知った市町村はないようにしていたつもりです。

財政措置が間に合わず、委員に話があった市を我々が個別に把握するのも必要だろうと思います。また、事後で結構なので該当する市の情報をいただければと思います。

今吉委員長 ちょっと時間がないのでいいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議をするので、このままお待ちください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

今吉委員長 それでは内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。